一般財団法人 日本授業UD学会 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」 資格更新規程

制定:2023年3月31日

- 第1条 一般財団法人 日本授業UD学会定款 第4条に基づき、本学会が認定する「授業UD教育士|及び「授業UD支援士」の資格更新について本規程を定める。
- 第2条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格更新に当たっては本学会の「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」資格認定規程第11条に定める条件を満たしていなければならない。
 - 2 「授業UD教育士」及び「授業 UD 支援士」の資格更新に当たっては、<u>資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、「資格更新必修研修」(必修2ポイント以上)(以降、Pと略す)を受講するとともに、次に示すⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びVの領域から、領域Ⅰ(必修)を含む3領域以上にわたって、15P以上を取得していなければならない。</u>
 - 3 「資格更新必修研修」を受講した場合は 2P、講師として講義を担当した場合は 3P を取得することができる。
 - 4 認定委員会が認めた場合は、本条と異なる取り扱いをすることができる。

「各領域における認定ポイント数一覧」

- I 一般社団法人日本授業UD学会全国大会への参加(必修:2P以上)
- 1 全国大会への参加 … 2P
- 2 単独口頭発表、及び筆頭として連名発表… 5P
- 3 連名発表(筆頭者以外) … 3P
- 4 自主シンポジウム等の企画・司会・話題提供・指定討論 … 4P
- 5 大会における公開授業 … 8P
- 6 大会における公開授業研究会の司会・指定討論 … 4P
- 7 大会における講師としての講演等… 5P
- 8 大会における講演等の司会・進行 … 3P
- 9 大会の運営の担当委員 … 3P
- *参加証(領収書)・プログラムの写し等内容が明らかになるものを提出すること。
- *1回の大会参加に当たって、上記の1~9を重複することはできない。
- *1~9の項目は、全国大会の実施内容に伴って変更になる場合がある。

II 一般社団法人日本授業UD学会の各支部が主催する研究会への参加

- 1 研究会への参加…上限:7P
 - *参加 1.5 時間:1P 3 時間:2P、5 時間以上:3P とする。
 - *研究発表等 1時間未満:1P、1時間以上:2P、3時間以上:3Pとする。

Ⅲ 研究論文等の発表

- 1 一般社団法人日本 UD学会の機関誌(『授業UD研究』)への研究論文の掲載 (原著論文、実践報告、総説、資料) 単著 …10P, 共著 …7P
- 2 一般社団法人日本授業 UD 学会の会報(メルマガ)への記事等の掲載 …2P
- 3 他学会誌への研究論文の掲載 単著 …5P、共著 …3P
- 4 他学会誌への短報等の掲載 単著 …3P、共著 …2P
- 5 他の一般誌への研究論文の掲載 単著 …4P、共著 …2P
- *表紙・目次など、執筆部分が明らかになるものを提出すること。

IV 授業UDに関する著書の刊行等

- 1 単行本 単著 …10P、共著 …5P、分担執筆 …3P
- 2 編著 単独 …7P、共編 …5P、監修 …5P
- 3 翻訳書 単訳 …5P、共訳 …3P
- 4 他の一般誌への記事の掲載 単独… 2P、分担… 1P
- *目次・奥付など執筆部分が明らかになるものを提出すること。

V 一般社団法人 日本授業 U D 学会が行う研修会・セミナー等への参加

- 1 授業UDカレッジの受講…上限:8P
 - *1 77:1P
 - *同一科目を重複履修しても加算されない。
- 2 授業 UD カレッジの講師として講義 (1コマ) …3P
- 3 授業UDスキルアップセミナーの受講…2P
- 4 授業 UD スキルアップセミナーの講師として講義 (1コマ) …2P
- 5 授業力アップ講座の受講…7P
- 6 授業力アップ講座の講師…7P
- 7 委員として運営…1P
- 8 授業 UD カレッジ上級講座オブザーバーとしての受講…3P
- *参加証(領収書)・プログラムの写し等内容が明らかになるものを提出すること。
- 第3条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格更新審査を申請する者は、 申請書等所定の書類に審査料等の費用を添えて申請しなければならない。
 - 2 「授業UD教育士」及び「授業 UD 支援士」の資格更新にかかる費用は、更新審査料 10,000 円及び手数料、更新登録料(5年間分)20,000 円及び手数料とする。
- 第4条 「授業UD教育士」及び「授業 UD 支援士」の資格更新を引き続き申請するに 当たっては、第2条に定める期間中に第2条に定める規程による要件を満たさな ければならない。
- 第5条 「授業UD教育士」及び「授業 UD 支援士」の資格更新申請に当たって、特別な事情により要件が満たされない場合は、第2条に定める内容を所定の期日までに報告しなければならない。

- 2 第1項該当する場合は、本学会に、更新保留手数料 3,000 円及び手数料を添え て事由書を提出し、資格更新の保留を申し出ることができる。ただし、保留期間は 2年間とし、保留期間中は、授業 UD 支援士及び授業 UD教育士の資格を停止す る。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とす る。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に規程の費用と同額とする。
- 3 保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学又は長期病気療養等、やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。
- 第6条 登録期間内(5年間)に、保有する教科領域以外の「授業 UD 教育士」又は 「授業 UD 支援士」の資格が認定された場合は、当該教科領域の登録期間を最初 に保有した資格認定期間とする。
 - 2 複数の「授業 UD 教育士」又は「授業 UD 支援士」の資格を保有している場合の更新費用は、最初に保有した教科領域の「授業 UD 教育士」又は「授業 UD 支援士」のみとする。例)2023 年 4 月に授業 UD 教育士(国語)を登録、2025 年 4 月に授業 UD 教育士(算数)を登録した場合、2028 年 4 月に授業 UD 教育士(国語)(算数)資格更新。

第7条 本規程の改定は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は、2023年3月31日より施行する。
- 2 本規程第3条に定める資格更新に必要な書類は次の通りとする。
 - ① 資格更新申請書(様式 1)
 - ② 資格更新認定ポイント数 (様式2)
 - ③ 更新ポイント証明書類